

## メール119番通報Q&A



### メール119番の使用について

#### ○メール119番とはなにですか。

携帯電話やパソコンの電子メールを使用して、消防本部に消防車や救急車の要請ができる緊急通報のことです。このメールを受信するパソコンが消防本部の指令管制室に設置されており、メール119番を24時間体制で受付けています。

#### ○メール119番は誰でも利用できますか。

このシステムが利用できるのは、河内長野市内に居住又は通勤・通学される、電話での対話が困難な耳や発声に障がいのある人のうち、原則として身体障がい者手帳を交付された方で、メール119番の利用を希望される方が対象です。

#### ○メール119番はどこでも利用できますか。

河内長野市内で発生した災害（火災・救急等）に対する緊急通報に限ります。

#### ○メール119番はいつでも利用できますか。

消防本部では、24時間いつでもメール119番通報を受付けています。

ただし、プロバイダ等の不定期メンテナンス又は回線障害等により不定期に停止することがあるため、使用できない時は、近くの人に通報を依頼する等、別の手段により通報してください。

#### ○119メールの利用には料金がかかりますか。

登録は無料です。しかしメール119番での緊急通報は、パケット通信料等が課金されます。これらの通信利用料に関しては、ご利用者の負担となります。

### メール119番の登録について

#### ○利用するにはどのようにしたらよいのですか。

メール119番を利用するには、消防本部への事前登録が必要です。

登録申請書を手に入れ、必要事項を記入して、本市消防本部警防課へ提出してください。（市内にお住まいの方は、郵送でも可能。）

なお、市外にお住まいの方は、身体障がい者手帳の確認のため、手帳をご持参の上、本市消防本部警防課へ直接提出してください。

この登録申請書は、当市消防本部、消防署又は出張所若しくは障がい福祉課に用意しています。また、消防本部ホームページからもダウンロードできます。

登録申請書の記入方法は、別紙<記入例>を参考にしてください。

#### ○障がい福祉課でも事前登録ができるのですか。

登録申請書は、障がい福祉課にも備えていますが、事前登録の受付は行っていません。

#### ○なぜ、事前登録が必要なのですか。

消防本部では、メール119番に迅速に対応できるように、事前に登録者のアドレスを専用パソコンに登録して、登録者からメールを受信すれば、指令管制室に設置の緊急ランプが点灯し、ブザーが鳴って指令勤務員が対応します。

また、登録申請書の情報を活用して、必要により緊急時の連絡先へ連絡を行ったり、通報された場所を特定するなど、災害時に万全を期するため必要なもので、ご理解ください。

#### ○登録申請書の個人情報の管理は大丈夫ですか。

登録申請書に記載された個人情報は、メール119番通報の業務以外の目的で使用することはありません。情報の保護、管理に努めます。

### メール119番の使用について

#### ○登録申請書を提出したのですが、いつから使えますか。

消防本部では、登録申請書を受理し、登録作業が終了すれば利用登録者宛に登録完了通知メールを送信します。このメールを受信すれば、利用登録者は、返信メールの本文にくりょうかい>と入力して返信してください。

この返信メールの受信が確認できれば、再度利用登録者に使用開始通知メールを送信します。この使用開始通知メールを受信すれば使用可能です。

#### ○メール119番では、画像を送信できますか

メール119番では、文字情報のみの受信となります。添付ファイルや画像等のデータは受信できません。

#### ○私の携帯にはGPS機能が付いていますが、通報場所がわかるのですか。

携帯電話のGPS機能を処理する機能は、付いていないので、場所は分かりません。外出先の場合は、交差点や目標となる建物等を入力してください。

○登録していないアドレスから送信できますか。

メール119番通報の利用は登録制のため、登録されていないアドレスからの通報には対応できません。

○利用する際の注意点はありますか。

メール119番は、一般のメールサービスを使用しています。利用通信網の状況により、遅延・消失する場合がありますので、しばらくしても消防本部から返信がなければ、再送信するか、他の手段（近くの人に通報を依頼する等）により通報してください。

## その他

○住所が変わったのですが、届出が必要ですか

住所や電話番号の変更等、登録申請書の内容に変更が生じた場合は、消防本部へ登録変更(廃止)届出書を提出してください。

○市内から転居や転勤、学校を卒業するのですが、どうすればいいですか。

このシステムの対象者に該当しなくなった場合は、速やかに消防本部へ、登録変更(廃止)届出書を提出してください。

<メール119番に関するお問い合わせ>

河内長野市消防本部 警防課 指令管制係（消防庁舎4階）

9:00～17:30（土・日・祝日及び12月29日～1月3日は除く。）

TEL：0721-53-0119

FAX：0721-53-9939

Email：shirei@city.kawachinagano.lg.jp

〒586-0094 河内長野市小山田町1663番地の3

